

## 第2章

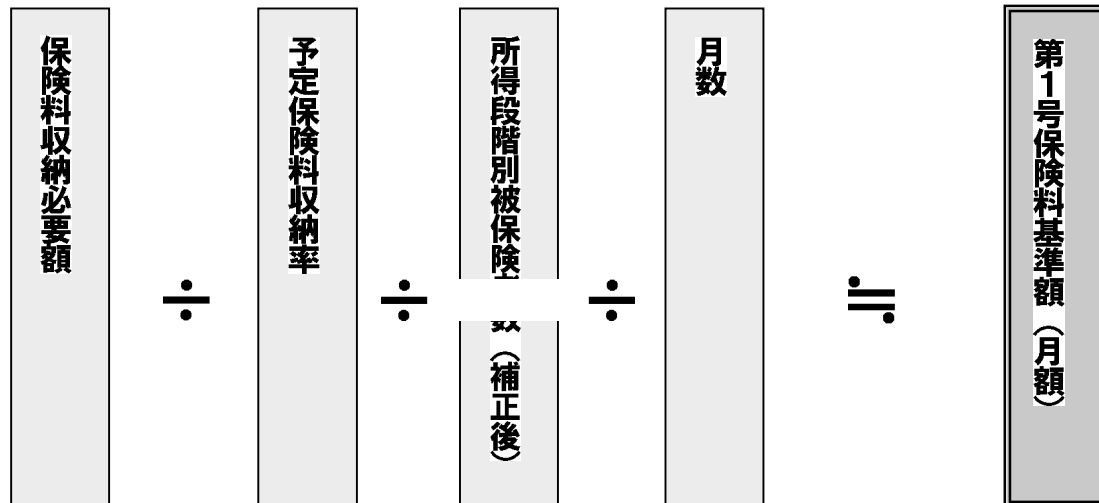
### 葉山町の介護保険料



# 1 保険料の設定

第5期介護保険料の基準額(月額)については、4,660円としています。

第1号被保険者の月額基準額については以下のように算出を行っています。



$$1,724,099,632 \text{ 円} \div 98.0\% \div 31,472 \text{ 人} \div 12 \text{ か月} =$$

4,660円

## ■第5期(平成24~26年度)事業計画の保険料設定上の主な変更点

### 【第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合の変更】

第1号被保険者(65歳以上の方)の人口増により、負担割合が21%へ、第2号被保険者(40歳~64歳の方)の人口減により、負担割合が29%に変更される予定です。

### 【介護報酬の改定】

国において介護報酬の改定が行われることから、介護報酬分の上昇を1.2%と見込んでいます。

## ■保険料収納必要額算定の考え方

第1号被保険者負担分(標準給付見込額+地域支援事業費)に対して、プラス要因(調整交付金差引見込額など)とマイナス要因(介護給付費準備基金、財政安定化基金など)を加味した額となります。

### ※調整交付金

市町村間の介護保険料の格差を調整するために、国から市町村に交付されるもので、市町村ごとの第1号被保険者中の75歳以上の方の割合と、所得水準によって交付額が決定されます。(全国平均で5%)

### ※介護給付費準備基金

介護保険事業特別会計において発生した剰余金等を積み立て、財源不足時に取り崩して充当するために設置されている基金です。今期計画においては、介護給付費準備基金の取り崩しを行うことで、保険料の上昇を抑制しています。

### ※財政安定化基金

介護保険財政不足に備え、国・県・市町村によって拠出され、県で管理する財政安定化基金が、法令改正により取り崩され、市町村が拠出した額の3分の1相当が交付される見込みです。

## ■介護保険料設定の考え方

※第4期計画の最終年度である平成23年度に対し、第5期計画の最終年度の平成26年度では、本町の65歳以上高齢者数、要介護認定者数ともに増加する見込みであり、かつ要介護高齢者の多くは認知症であることから、認知症高齢者の特性に対応したケアの確立が急務であるとともに、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応、また、第6期計画における介護老人保健施設等の施設整備の検討が課題となっております。

### 【課題】

- 65歳以上高齢者数、要介護認定者数の増加
- 認知症高齢者の特性に対応したケアの確立
- 医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加
- 単身・高齢者のみ世帯の増加への対応
- 第6期計画における介護老人保健施設等の施設整備の検討



### 介護給付費の上昇は必至

介護が必要となった場合も安心して生活を送ることができるように、質の高い介護サービスを提供することが求められるため、介護サービスの質と量の充実を図り、真に必要なサービスを提供できるよう適正な額の事業費を確保する必要があります。

※上記の課題に対応するためには居宅介護サービス費をはじめ介護給付費の上昇は必至になっておりますが、本町においては介護給付費準備基金を可能な限りの取り崩すことで介護保険料の上昇を抑制し、また保険料段階を9段階から11段階に設定することで所得に応じた保険料設定を行うとともに、地域の保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護給付費の適正管理に努めてまいります。

### 【対策】

- 介護給付費準備基金を可能な限りの取り崩し
- 所得に応じた保険料設定（保険料段階を9段階から11段階に設定）
- 低所得者への配慮
- 地域の保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの構築

## 2 保険料段階の設定

介護保険料やサービス利用料を負担する際に、低所得者の負担を軽減するため、これまで所得段階に応じて9段階の区分を設定していましたが、第5期計画からは所得に対してさらにきめ細かい対応を図るため、11段階の区分を設けています。

区分		基準額 に対する 割合	月額保険料 年額保険料		
本人が町民税非課税者	第1段階	生活保護受給の方 または、老齢福祉年金受給者で、 本人及び世帯全員が町民税非課税の方	0.50	2,330円 27,960円	
	第2段階	本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の方	0.50	2,330円 27,960円	
	第3段階	本人及び世帯全員が町民税非課税の方で、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120万円以下の方 ※第2段階に該当しない方	0.70	3,262円 39,144円	
	第4段階	本人及び世帯全員が町民税非課税の方 ※第1段階、第2段階、第3段階に該当しない方	0.72	3,355円 40,262円	
	第5段階	本人は町民税非課税の方で、 世帯の中に町民税課税者が含まれており、 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の方	0.95	4,427円 53,124円	
	第6段階	本人は町民税非課税の方で、 世帯の中に町民税課税者が含まれている方 ※第5段階に該当しない方	1.00	4,660円 55,920円	基準額
本人が町民税課税者	第7段階	本人が町民税課税者で、 前年の合計所得金額が 200万円未満の方	1.25	5,825円 69,900円	
	第8段階	本人が町民税課税者で、 前年の合計所得金額が 200万円以上400万円未満の方	1.50	6,990円 83,880円	
	第9段階	本人が町民税課税者で、 前年の合計所得金額が 400万円以上600万円未満の方	1.52	7,083円 84,998円	
	第10段階	本人が町民税課税者で、 前年の合計所得金額が 600万円以上1,000万円未満の方	1.70	7,922円 95,064円	
	第11段階	本人が町民税課税者で、 前年の合計所得金額が 1,000万円以上の方	2.00	9,320円 111,840円	

※基準額以外の月額保険料は、年額保険料を基本に12月で分割した参考値であるため、端数処理の関係で12倍した際、年額保険料と合致しない場合があります。

